

## 落札後の手続き

### ●落札から引き渡しまで

#### (1) 落札者の決定

・入札価格が予定価格（最低落札価格）以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

※ 落札者には入札期間終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定した旨の電子メールを送信します。なお、入札したKSI官公庁オークションログインIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合は、公売物件詳細画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

#### (2) 契約の締結

・落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

#### (3) 売却の決定金額

・落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

#### (4) 売却代金の納付

・落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とします。

#### (5) 財産の権利移転および引渡し

・公有財産売却の財産は、売払代金を納付したときに権利移転します。

・落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

・権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

・仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備し、費用負担してください。

●代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が買受代金の納付や公売物件の引渡を受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類を提出してください。

- 委任状（双方の実印が押印されていることが必要）
- 落札者本人の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のものに限ります）
- 代理人の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のものに限ります）
- 代理人が士別地方消防事務組合に来庁する場合は、代理人の免許証など本人確認できる身分証明書（写真入のものに限ります）

（注意）落札者が法人の場合、その法人の従業員の方が買受代金の納付または引渡しを受けるときは、その従業員が代理人となり、委任状が必要となります。

問合せ先      消防本部      総務課  
電話番号      0165-23-4709  
e-mail        soumu@shibetsu119.com